

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成30年10月2日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 契約について</p> <p>(ア) 清掃業務委託に係る予定価格については、財産経営課が定める「清掃業務委託標準仕様書」及び「清掃業務委託積算基準について」に沿い、標準仕様書を用いて積算するとともに、最低制限価格を設定する必要があった。（環境保健研究センター）</p> <p>(イ) 「スマート・フードライフ」等普及啓発業務委託について、契約書が作成されないまま事業が開始され、遡って契約書を作成していた。（廃棄物対策課）</p>	<p>ア 契約について</p> <p>(ア) 清掃業務委託に係る予定価格については、財産経営課が定める「清掃業務委託標準仕様書」及び「清掃業務委託積算基準について」に沿い、標準仕様書を用いて積算するとともに、最低制限価格を設定した。</p> <p>(イ) 今後は、契約の締結等が遅延することのないよう、進捗状況のチェック体制を確立し、適正な契約事務の執行に努める。</p>